

産情発 0602 第 1 号
令和 7 年 6 月 2 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公印省略)

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」等の施行に伴う再生医療等の安全性の確保等に関する法律等の一部改正について

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、新たに「拘禁刑」が創設され、令和 7 年 6 月 1 日より施行されました。

同法の施行に伴い、下記のとおり、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）により、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）及び臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が改正され、また、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第 62 号）により、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 110 号）を改正し、令和 7 年 6 月 1 日より施行しましたので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

なお、改正の内容の詳細は別紙のとおりですので、併せて周知の程よろしくお願ひいたします。

記

以下のとおり、左欄に掲げる改正対象法令の右欄に掲げる規定中、「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」と改める。

改正対象法令	規定
再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第 35 条第 4 項第 2 号及び第 59 条から第 61 条まで
臨床研究法	第 24 条第 1 号、第 39 条及び第 40 条
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	様式第 14、様式第 19、様式第 22、様式第 25 及び様式第 27

法律第六十八号	
第一編 関係法律の一部改正	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律
第一章 法務省関係 (第一条—第六十七条)	
第二章 会計検査院関係 (第六十八条)	
第三章 内閣官房関係 (第六十九条—第七十九条)	
第四章 内閣府関係	
第一節 本府関係 (第八十条—第九十三条)	
第二節 公正取引委員会関係 (第九十四条・九十五条)	
第三節 国家公文委員会関係 (第九十六条—第一百八条)	

第十二条 少年鑑別所法の一部を次のように改止する。

第十七条第一項第三号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第十六号）第六条第一項の規定により執行する共助刑を含む。）」に改め、同項第四号中（平成十四年法律第六十六条）を削る。

第一百三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第三項の規定

二 第四条、第六条、第八条、第十条（少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第一百四十二条第一項ただし書及び第一百四十七条第一項の改正規定を除く。）及び第十二条の規定

定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによる。

（検証）

3 政府は、第一条の規定の施行後三年を経過したときは、同条の規定による改正後の刑法第二百三十条の規定の施行の状況について、同条の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になつてはいないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣	岸田 文雄
法務大臣	古川 稔久
国土交通大臣	齊藤 鉄夫

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律をここに公布する。

令和四年六月十七日

御名 御璽

内閣総理大臣	岸田 文雄
--------	-------

第四節 個人情報保護委員会関係 (第一百九条・第一百十一条)	第四節 情報通信委員会関係 (第一百九条・第一百十一条)
第五節 金融厅関係 (第一百十一条—第一百三十七条)	第五節 消費者厅関係 (第一百三十八条—第一百四十二条)
第六節 消費者厅関係 (第一百三十八条—第一百四十二条)	第六章 デジタル厅関係 (第一百四十三条)
第七章 総務省関係 (第一百四十五条—第一百七十五条)	第七章 外務省関係 (第一百七十六条—第一百八十条)
第八章 財務省関係 (第一百八十二条—第二百八十条)	第九章 財務科学省関係 (第二百九条—第二百十九条)
第十章 文部科学省関係 (第二百九条—第二百七十四条)	第十一章 厚生労働省関係 (第二百二十条—第二百七十四条)
第十二章 農林水産省関係 (第二百七十五条—第二百九十九条)	第十三章 経済産業省関係 (第三百条—第三百四十条)
第十四章 土木交通省関係 (第三百四十二条—第四百二十二条)	第十五章 環境省関係 (第四百二十二条—第四百三十五条)
第十六章 防衛省関係 (第四百三十六条—第四百四十条)	第十七章 通則 (第四百四十二条—第四百四十三条)
第二編 経過措置	第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
	第一節 刑法の一部改正に伴う経過措置 (第四百四十四条—第四百五十七条规定)
	第二節 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置 (第四百五十八条)
	第三節 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う経過措置 (第四百五十九条—第四百六十三条)
第三章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置 (第四百六十四条—第四百六十八条)	第四節 更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置 (第四百六十九条—第四百七十二条)
第五節 更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置 (第四百六十九条—第四百七十二条)	第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措置 (第四百七十二条)
第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措置 (第四百七十二条)	第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置 (第四百七十二条)
第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置 (第四百七十二条)	第三章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置 (第四百七十七条)
附則	第四章 その他 (第五百九条)
第一編 関係法律の一部改正	第四節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置 (第四百七十七条)
第一章 法務省関係	第十四条 (第五百八条)
(爆発物取締罰則の一部改正)	
第一条 爆発物取締罰則 (明治十七年太政官布告第三十二号) の一部を次のように改止する。	
第一条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
第二条中「若クハ」を「又ハ」に、「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
第三条から第五条までの規定中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。	
第六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。	
第八条及び第九条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。	

(再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一 部改正)
第二百六十八条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)の一部 を次のように改正する。
第三十五条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第五十九条から第六十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(難病の患者に対する医療等に関する法律の一 部改正)
第二百六十九条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の一部を次 のように改正する。
第一百四十四条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四十三条及び第四十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(公認心理師法の一 部改正)
第一百七十条 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の一 部改正)
第一百七十二条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成 二十八年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第八条第二号及び第二十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第四十四条及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(臨床研究法の一 部改正)
第一百七十二条 臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第三十九条及び第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(労働者協同組合法の一 部改正)
第一百七十二条 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(中小事業主が行う事業に從事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一 部改正)
第一百七十四条 中小事業主が行う事業に從事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律 (令和三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第六条第一号へ(2)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六十五条から第六十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(臓虎臓肺臓獲取締法等の一 部改正)
第一百七十五条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
一 腸虎臓肺臓獲取締法(明治四十五年法律第二十一号)第五条
二 農葉取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第四十七条及び第四十八条
三 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十六条及び第二十七 条
四 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第三十九条から第四十一条まで
五 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第七十八条から第八十条まで
六 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第五十三条及び第五十四条
七 農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)第三十八条及び第三十九条
八 国有林野の管理經營に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二十六条
九 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十四条及び第六十五条
十 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第六十七条 から第六十九条まで
十一 輸出水産業の振興に関する法律(昭和三十六年法律第一百八十三号)第三十一条 二項
十二 畜産經營の安定に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第八条の二、第九条及び第九 条の三
十三 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第十二条第一項及び第 二项
十四 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第二十六条
十五 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第十五条
十六 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第十六条
十七 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号) 第十四条
十八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第一百十三号)第五十五条から第 五十八条まで及び第六十一条
十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平 成八年法律第一百八号)第四十五条
二十 種苗法(平成十年法律第八十三号)第六十七条から第六十九条まで及び第七十条第一項
二十一 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)第十七条及び第十八条
二十二 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第一百九十二条)第 二十三条
二十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第一百九十二条)第 二十四 条
二十四 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第一百九十七号)第十四 条
二十五 国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第一百九十八号)第二十六条
二十六 国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第一百九十九号)第十八条
二十七 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第一百二十七号)第六十九条
二十八 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第一百二十八号)第二十六条
二十九 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十六号)附則第 十八条第二項及び第三項
三十 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)第十八条 項、第四十三条第一項及び第四十五条
三十一 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号)第四十二条第一 項、第四十三条第一項及び第四十五条
三十二 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)第三十九条 から第四十一条まで
三十三 内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第一百三号)第三十六条第一項及び第二 項並びに第三十七条
三十四 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第四十八号)第三 十六条
三十五 都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第六十八号)第十七条
三十六 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)第四十四条から第四十六条まで
三十七 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第六十二条及 び第六十三条
三十八 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和一年法律第二十二号)第十八条第 一项及び第二项

○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）（第二百六十八条関係）

改 正 案

（特定細胞加工物の製造の許可）

第三十五条（略）

2・3（略）

4 厚生労働大臣は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可をしないことができる。

一（略）

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三・四（略）
5（略）

第五十九条 第二十二条の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一・七（略）

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一・五（略）

現 行

（特定細胞加工物の製造の許可）

第三十五条（略）

2・3（略）

4 厚生労働大臣は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可をしないことができる。

一（略）

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三・四（略）
5（略）

第五十九条 第二十二条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・七（略）

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・五（略）

[REDACTED]

改 正 案

（欠格事由）

第二十四条 前条第四項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の認定を受けることができない。

一 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二（七）（略）

第三十九条 第十九条の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十九条 第十九条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十条 第十一条又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条 第十一条又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

現 行

（欠格事由）

第二十四条 前条第四項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の認定を受けることができない。

一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二（七）（略）

第三十九条 第十九条の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十九条 第十九条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十条 第十一条又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条 第十一条又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○厚生労働省令第六十二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣 福岡 資磨

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第九号（1）から様式第十号（2）まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第十三号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号（1）から様式第二号まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第六号、様式第七号及び様式第十三号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働基準法施行規則の一部改正）

第三条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第九号、様式第九号の二及び様式第九号の三の二から様式第九号の五まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法施行規則等の一部改正）

第四条 次に掲げる省令の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）別記第二十号様式及び別記第三十号の二様式

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

三 様式第九号（1）から様式第五号の三まで、様式第五号（2）から様式第五号の四まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

四 様式第五号（5）から様式第五号の六まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

五 様式第五号（7）から様式第五号の八まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

六 様式第五号（9）から様式第五号の十まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

七 様式第五号（11）から様式第五号の十二まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

八 様式第五号（13）から様式第五号の十四まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

九 様式第五号（15）から様式第五号の十六まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

十 様式第五号（17）から様式第五号の十八まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

る。

（厚生年金保険法施行規則等の一部改正）

第五条 次に掲げる省令の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）様式第三十四号

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による

廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）別記様式

三 石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）別記様式

四 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）別記様式

五 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）様式第九号

（労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正）

第六条 次に掲げる省令の規定中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十二条の四第一号

二 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第三十四条の四第一号

三 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第三条第二項第一号

四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第十二条

五 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）

第一条、第十六条、第三十一条第一号及び第四十六条第一号

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第七条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第一号の五の二まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の六から様式第一号の六の四まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の七及び様式第一号の七の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号の八から様式第一号の九の二まで中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

五 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）様式第二、様式第六及び様式第七

六 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）様式第二

七 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）。以下この号において「旧薬事法施行規則」という。）第百五十三条により読み替えて準用する旧薬事法施行規則第六条の規定による様式第七十八

八 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の薬事法施行規則第一百四十九条第一項の規定による様式第八十二

九 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第一百十号）様式第十四、様式第十九、様式第二十二、様式第二十五及び様式第三十七

十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和三年厚生労働省令第十五号）様式第一及び様式第二

（厚生年金保険法施行規則等の一部改正）

（厚生年金保険法施行規則等の一部改正）